東京大学大学院農学生命科学研究科規則

昭和４０年５月１８日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院農学生命科学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経て、これを定める。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本研究科は、農学の基盤を形成する諸科学に関する高度な教育、研究を進め、人類が抱える食料や環境をめぐる多様な課題に取り組む専門性豊かな人材を養成することを目的とする。

２　各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（履修コース）

第２条　本研究科の専攻に、次の各号に掲げる履修コースを置く。

(1)　木造建築コース（生物材料科学専攻修士課程）

(2)　国際農業開発学コース（農学国際専攻修士課程及び博士後期課程）

（学期）

第２条の２　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

（修了要件）

第３条　修士課程の修了要件は、学則第５条第１項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、同項ただし書に定める特例を認めることができる。

２　博士後期課程の修了要件は、学則第６条第１項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を２０単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学則第６条第２項第１号及び第２号並びに同条第３項に定める特例を認めることができる。

３　獣医学を履修する博士課程（以下「獣医学博士課程」という。）の修了要件は、学則第７条の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を３２単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、同条ただし書に定める特例を認めることができる。

４　前３項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（教育課程）

第４条　各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表の定めるところによる。

２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもって１単位とする。

３　学生が、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

４　前項の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（履修方法）

第５条　学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第６条　修士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを修士課程の単位とすることができる。

(1)　学部及びグローバル教育センターの科目

(2)　他の専攻、他の研究科若しくは教育部の修士課程又は専門職学位課程の科目

第７条　博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを博士後期課程の単位とすることができる。

(1)　修士課程、農学部獣医学課程及び医学部医学科の科目

(2)　他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

２　修士課程において、修了に必要な単位を超えて修得した単位は、指導教員の許可を得て博士後期課程の単位数に加えることができる。ただし、１０単位を超えることができない。

第８条　獣医学博士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを獣医学博士課程の単位とすることができる。ただし、４単位を超えることができない。

(1)　学部及びグローバル教育センターの科目

(2)　他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

（入学前の既修得単位の認定）

第８条の２　学則第１０条の３の定めにより、学生が入学前に本学大学院において修得した単位は、申請に基づき、教育会議の議を経て、これを所属課程の単位とすることができる。

２　前項に定めるもののほか、その取扱いの細目については、別に定める。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第９条　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目届及び受験届）

第１０条　学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内の所定の様式により届出なければならない。

（試験）

第１１条　試験は学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

２　前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

（学位論文）

第１２条　学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。

（最終試験）

第１３条　最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

２　最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

（学位の授与）

第１４条　修士課程の学生で学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、修士（農学）の学位を授与する。

２　前項の場合において、木造建築コースを履修する者については、学則第５条第２項に基づき、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができる。この場合において、前２条中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替えるものとする。

第１５条　博士後期課程の学生で学則第６条に定める修了要件を満たした者には、博士（農学）の学位を授与する。

第１６条　獣医学博士課程の学生で学則第７条に定める修了要件を満たした者には、博士（獣医学）の学位を授与する。

（入学資格）

第１７条　修士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）の定めるところによる。

２　博士後期課程に入学することのできる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところによる。

３　獣医学博士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第３項（第８号を除く。）の定めるところによる。

４　第２項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

（再入学）

第１８条　修士課程又は博士後期課程及び獣医学博士課程を在学期間内に退学した者で、当該課程に再入学を志願する者については、学年の初めに限り、教育会議の議を経て、入

学を許可することができる。
２　再入学者は、退学前に所属した専攻に所属するものとする。
３　再入学者の修業年限並びに履修単位の認否については、教育会議の議を経て、これを定める。
（転入学）
第１９条　学則第２３条に定める転入学については、他の大学の大学院博士後期課程及び獣医学博士課程に在学している学生であって、当該学生の指導教員が本研究科の教員に就任した場合に限り許可することがある。
２　前項に定めるもののほか、転入学の受入れについては、別に定める。
（転科）
第１９条の２　学則第２４条に定める転科の受入れについては、別に定める。
（副専攻制）
第２０条　学則第９条第２項に基づき、本研究科に副専攻を履修させる制度（これを「副専攻制」という。）を置く。
２　副専攻の選択は、専攻主任の推薦に基づき、教育会議の議を経て、これを許可する。
３　副専攻を修了するためには、所属する専攻を修了し、かつ、副専攻として選択を許可された専攻の定める所要単位を修得しなければならない。
４　研究科長は、前項の規定を満たした者には、教育会議の認定を経て、副専攻修了証を付与することができる。
（特別研究学生）
第２１条　学則第３２条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
２　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。
（大学院研究生）
第２２条　大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。
（大学院科目等履修生）
第２３条　学則第３１条の２に定める大学院科目等履修生の受入れについては、申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可することができる。
２　前項に定めるもののほか、その取扱いの細目については、別に定める。
附　則
１　この規則は、昭和５６年４月２１日から施行し、昭和５６年４月１日以後の入学者から適用する。
２　昭和５６年３月３１日以前に入学し、改正後も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
附　則

1　この規則は、平成８年４月１日から施行する。
2　平成８年３月３１日以前に第１種課程の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成８年４月１日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。
3　平成８年３月３１日以前に第３種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成８年４月１日から獣医学博士課程に所属するものとする。

附　則

1　この規則は、平成８年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成９年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月２０日から施行する。

附　則

この規則は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１８年１月２７日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院農学生命科学研究科規則の規定は、平成１７年１２月１日から適用する。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則（平成３１年１月２９日東大規則第５４号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月１９日東大規則第６８号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２３日東大規則第７３号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２６日東大規則第９７号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年１２月２２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年２月２５日東大規則第７３号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１４日東大規則第７９号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表　農学生命科学研究科専攻授業科目表

沿革

東京大学大学院農学生命科学研究科規則

体系情報
□第３編　学務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆昭和４０年０５月１８日　　評議会可決
◇昭和４１年０４月０１日
◇昭和４２年０１月１７日
◇昭和４４年０４月０１日
◇昭和４５年０４月０１日
◇昭和４７年０４月１８日
◇昭和４８年０２月２０日
◇昭和４９年０４月０１日
◇昭和４９年１０月０１日
◇昭和５０年０４月０１日
◇昭和５１年０３月１６日
◇昭和５２年０４月０１日
◇昭和５３年０４月２８日
◇昭和５５年０４月０１日
◇昭和５６年０４月０１日
◇昭和５６年０４月２１日
◇昭和５８年０４月０１日
◇昭和５８年０４月１９日
◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６２年０１月２３日
◇昭和６２年０４月０１日
◇昭和６２年０４月２１日
◇平成０１年０４月２４日
◇平成０２年０４月０１日
◇平成０３年０４月０１日
◇平成０４年０４月０１日

◇平成０５年０４月０１日
◇平成０５年０４月２０日
◇平成０６年０４月１９日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０７年１１月２１日
◇平成０８年０４月０１日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成１０年０４月０１日
◇平成１１年０４月０１日
◇平成１２年０３月２１日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１５年０４月０１日
◇平成１６年０３月３０日
◇平成１６年０４月２０日
◇平成１６年０９月２１日
◇平成１７年０２月１８日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１７年１２月１３日
◇平成１８年０１月２７日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０３月０１日
◇平成１８年０７月１３日
◇平成１９年０２月２０日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２１年０１月２３日
◇平成２１年０３月１０日
◇平成２２年０２月１６日
◇平成２３年０２月２４日
◇平成２３年０６月０１日
◇平成２４年０２月２１日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２５年０３月２７日
◇平成２６年０１月１７日
◇平成２７年０２月１７日

◇平成２８年０１月２７日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成２９年０３月１４日
◇平成３０年０３月０９日
◇平成３１年０１月２９日
◇平成３１年０３月１９日
◇令和０２年０３月１９日
◇令和０３年０３月２３日
◇令和０３年０３月２６日
◇令和０４年０２月２８日
◇令和０５年０３月０７日
◇令和０５年１２月２２日
◇令和０６年０３月１２日